

## 最近のうそ電話詐欺の手口

## ニセモノに注意！

全国で、『ニセモノの警察官、町役場職員、金融機関の職員』などを名乗る「うそ電話詐欺」の電話がかかってきています。そのニセモノは、「詐欺の犯人を捕まえた」「医療費の還付金がある」「家のお金がニセモノかもしれない」などと言って、口座番号や暗証番号を聞き出したうえ、キャッシュカードや現金を自宅まで受け取りに来て、預金を引き出します。

警察官や町役場職員、金融機関の職員などが、キャッシュカードや現金を預かったり、暗証番号をお聞きしたりすることはありません。

## おかしい電話には「だまされた振り」を！

うそ電話詐欺の電話だと分かったら、相手（犯人）に話を合わせつつ、一旦電話を切って、直ちに警察に通報をお願いします。

警察官がご自宅に伺い、キャッシュカードや現金を受け取りに現れた犯人を警察が逮捕します。

ご協力をお願いします。



## 元ですか？

### こころは 社会福祉士です

介護保険課 地域包括支援センター  
周防大島町社会福祉士 大樂明日海

虐待をしない、させない  
ために1人1人ができる  
ことは何でしょうか

新しい年を迎え、皆さん  
かがお過ごしでしょうか。

今回は「高齢者虐待」に関するお話です。ニュースや新聞などで目にする方も多くかと思えます。本町も例外ではなく、毎年相談が寄せられています。高齢者虐待の主な種類としては次の5つがあり、なかでも身体的虐待が全体の6割強を占めています。（令和2年度山口県における高齢者虐待防止法に基づく通報等の状況参照）

①身体的虐待（暴力的行為によつて身体に傷や痛みを与えるものや外部との接触を意図的、継続的に遮断すること）  
②ネグレクト（必要な支援を受けさせない、世話をしないなどにより、高齢者の生活環境や身体的・精神的状態を悪化させること）  
③心理

的虐待（脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによつて精神的に苦痛を与えること）  
④性的虐待（本人が同意していない性的な行為やその強要をすること）  
⑤経済的虐待（本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること）

虐待の発生要因としては、介護疲れやストレス、介護に対する知識および理解の不足、認知症状の変化による介護量の増加などが挙げられます。日頃の業務を通じ、誰にも相談できず抱え込み孤立化してしまふ、経済的な問題で支援に繋がらないといった環境的な背景も大きいと感じています。また、介護者自身に虐待の認識がない場合や高齢者からは「世話をしてもらっているから」と気兼ねの気持ちで言い出せない、現状の認識が乏しく自ら助けを求める

ことができない場合もあります。周囲の人も気づきにくく、虐待が長期に渡つて繰り返されたり、悪化することも少なくありません。

そのため、いかに早く虐待を発見できるか、未然に予防していけるかが重要となります。まずは1人1人が虐待に関する意識や関心を持つこと、相談のできる人や場所を見つけて1人で抱え込まないようにすることも大切です。そして、虐待に気づいた人は市町村に通報する義務が高齢者虐待防止法で定められています。虐待をしない、させないためにも、皆さんの温かい見守りが大きな役割となっています。

福祉課（☎ 77・5505）と地域包括支援センター（☎ 73・5506）が相談窓口となっておりますので、1人で抱え込まず、ご相談ください。